

神奈川県立麻生支援学校 施設開放利用規則

1. 開放の目的

この利用規則は、神奈川県立麻生支援学校施設開放実施要綱に基づき、地域住民及び地域の障害児・者団体の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりを推進するため、学校施設開放に関して必要な事項を定める。

2. 開放日時

学校施設の開放日時は、学校運営に支障のない範囲で校長が定めることとする。開放日は、第2・4土曜日及び毎週日曜日、祝日、平日（火・金曜日）とする。ただし、学校休業日及び長期休業中については校長が特に指定した日のみとする。開放時間は、午前9時から午前12時及び午後1時から午後4時までとする。平日においては、午後5時～午後7時とする。また、校長が必要と判断した場合は、開放時間を短縮、または延長することができる。

3. 利用手続き

- (1) 学校施設を利用する団体（以下「利用団体」という）は、開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という）事務局の説明を受けた上で、施設開放登録申請書（様式1）と施設開放利用者名簿（様式2）を運営委員会委員長に提出する。
- (2) 利用団体は、運営委員会委員長が定める日までに、施設開放申込書（様式3）を運営委員会委員長に提出する。
- (3) 運営委員会事務局は、施設開放申込書（様式3）が適当と認められる場合は、施設開放承認書（様式4）を利用団体に交付する。
- (4) 運営委員会委員長は、運営委員会委員長が定める日以後、施設開放申込書（様式3）の提出があった場合、利用可能な開放施設があるときには、その都度、利用を承認することができる。

4. 利用にあたっての注意点

学校施設利用にあたって、利用団体は次のことを遵守するものとする。

- (1) 学校施設内の指定された場所以外での飲食はしないこと。
- (2) 学校施設内の備品については、利用後必ず利用前の現状に復すること。
- (3) 学校施設またはその備品に損傷、損壊、滅失等あったときはただちに、運営委員会委員長に届け、その指示に従うこと。
- (4) 安全管理や健康管理に十分配慮すること。
- (5) 利用当日に施設開放利用書（様式5）を事務に提出すること。

5. 利用当日の連絡

- (1) 利用団体は利用当日の利用が不可能になった場合、利用当日の5日前までに運営委員会委員長にその旨を伝えること。
- (2) 利用団体は利用当日に利用が不可能になった場合、次の学校課業日に運営委員会委員長にその旨を伝えること。
- (3) 利用後は必ず、施設開放利用報告書（様式6）を記入し、事務に提出すること。

附則

- この規則は、平成18年 6月 1日から実施する。
この規則は、平成20年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成21年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成25年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成28年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成29年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成30年 4月 1日から実施する。
この規則は、平成30年 7月 1日から実施する。
この規則は、平成31年 4月 1日から実施する。

この規則は、令和 2年10月 1日から実施する。

この規則は、令和 4年 5月 1日から実施する。

この規則は、令和 5年 4月 1日から実施する。